

第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)

第2章

計画の基本事項

1 計画の位置づけ

(1) 「三重県男女共同参画推進条例」に基づく計画です。

(基本計画の策定)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を策定する。

(2) 「男女共同参画社会基本法」に基づく都道府県に策定が義務づけられた計画です。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

(3) 「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画です。本計画の第3章の基本方向ⅠおよびⅡの一部ならびに第4章が該当します。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

(4) 県の長期戦略計画「みえ県民力ビジョン」(2012(平成24)年策定) をはじめ、県の各種計画との整合を図っています。

2 計画の目標

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざします。

「三重県男女共同参画推進条例」の前文では、私たちがめざす社会について次のように述べられています。

「21世紀を迎える私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。」

「三重県男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を次のように定義しています。

(定義)

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

男女共同参画社会を実現するため、次の3つの基本方向により施策を推進します。

基本方向Ⅰ 職業生活における女性活躍の推進

雇用等の分野、農林水産業・商工業等に係る自営業における女性活躍の推進や仕事と子育て等の両立支援に取り組みます。

基本方向Ⅱ 男女共同参画を推進するための基盤の整備

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進や意識の普及と教育の推進に取り組みます。

基本方向Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現

家庭・地域における男女共同参画の推進や生涯を通じた男女の健康と生活の支援、男女共同参画を阻害する暴力等への取組を進めます。

3 計画の期間

第2次三重県男女共同参画基本計画は、2011（平成23）年度から2020（平成32）年度までの10年間を計画の期間として策定しました。

この改定計画は、2017（平成29）年度から2020（平成32）年度までの4年間を計画の期間とします。

ただし、社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の体系

基本方向I 業務生活における女性活躍の推進



雇用等における女性活躍の推進

施策の方向

- 1 女性活躍推進の機運醸成【※】
- 2 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進【※】
- 3 仕事と生活の調和の推進【※】
- 4 雇用環境の整備【※】
- 5 女性の再就職支援【※】



農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進

施策の方向

- 1 方針決定の場への女性の参画促進
- 2 女性が働きやすい環境の整備【※】
- 3 家族的経営における働きの評価と仕事と生活の調和の推進【※】
- 4 起業家等に対する支援【※】



仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進

施策の方向

- 1 多様なニーズに対応した子育て支援【※】
- 2 男性の育児参画の推進【※】
- 3 介護を支援する環境の整備【※】

基本方向II 男女共同参画を推進するための基盤の整備



政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

施策の方向

- 1 県の審議会等委員への女性の参画

【※】女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画に位置づける項目

- 2 県における女性職員等の登用【※】
- 3 市町等への働きかけ【※】



男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

施策の方向

- 1 男女共同参画に関する広報・啓発の充実【※】
- 2 学校等における男女共同参画教育の推進【※】
- 3 生涯を通じた学習機会の充実
- 4 國際的な動きへの対応と活動支援

基本方向III 男女が安心して暮らせる環境の実現



家庭・地域における男女共同参画の推進

施策の方向

- 1 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援
- 2 地域活動における男女共同参画の促進
- 3 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進



生涯を通じた男女の健康と生活の支援

施策の方向

- 1 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援
- 2 性と生殖に関する健康支援の充実
- 3 自立のための生活支援
- 4 自立を促進する環境の整備



男女共同参画を阻害する暴力等への取組

施策の方向

- 1 関係機関の連携による支援体制等の整備
- 2 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進
- 3 性犯罪、性暴力、スト リー 対策等の推進

【※】女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画に位置づける項目

計画の推進

- 1 県の推進体制の充実と率先実行【※】
- 2 男女共同参画に関する実施計画の策定および進行管理【※】
- 3 三重県男女共同参画審議会による施策評価の実施等【※】
- 4 市町等との協創【※】
- 5 男女共同参画センター「フレンテみえ」の機能の充実【※】

5 計画の重点事項

本県の現状および国の施策の方向等をふまえ、次の施策を「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」の重点事項として取組を進めます。

重点事項 1

あらゆる分野における女性活躍の推進

雇用等の分野に加え、家庭・地域や農林水産業等に係る自営業の分野において、女性が自立した個人としてその個性と能力を発揮し、自分らしく生きることのできる環境の実現に向け、施策を展開します。

重点事項 2

男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進

企業等において、長時間労働等を前提とした男性中心のこれまでの働き方が見直され、男性の家事、育児、介護等への参画が促進されるよう、働き方改革や男性の意識改革につながる取組を推進します。

重点事項 3

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

国の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標をふまえ、県においても効果的な取組を進めます。特に、働く場（企業等）や防災、行政の各分野について積極的に推進します。

【※】女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画に位置づける項目

重点事項 4**男女共同参画に関する理解の促進**

男女共同参画に関する認識やその意義について理解を深めるため、広報・啓発等の活動を推進します。特に固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男性への啓発や、児童生徒に対する男女共同参画教育の推進を図ります。

重点事項 5**男女共同参画の視点に立った防災活動の推進**

防災の現場における女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の地域防災活動において女性の視点が反映されるよう取り組みます。

重点事項 6**男女共同参画を阻害する暴力への取組**

性別に基づく暴力等を許さないという意識の浸透を図るとともに、性犯罪や性暴力等に係る相談支援体制の充実を図ります。



<参考>用語解説目次

用語名	本文頁	解説頁
(注1) M字カーブ	5 25	3
(注2) マタニティ・ハラスメント	5 25	3
(注3) パタニティ・ハラスメント	5 25 31	3
(注4) 6次産業化	11 27	11
(注5) 家族経営協定	11 28	11
(注6) 小1の壁	12	13
(注7) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	13	13
(注8) デートDV	14 43	14
<注1>SNS	25 47	26
<注2>ワーク・ライフ・マネジメント	25	26
<注3>パワー・ハラスメント	26	26
<注4>農山漁村女性の日	27	29
<注5>酪農ヘルパー制度	28	29
<注6>放課後児童クラブ	30	31
<注7>ファミリー・サポート・センター	30	31
<注8>メディア・リテラシー	35	36
<注9>性的指向	35 40	36
<注10>性同一性障害	35 40	36
<注11>周産期医療	40	41
<注12>パーソナルバリアフリー基準	41	41
<注13>ユニバーサルデザイン	41	41
<注14>加害者更生プログラム	43	44